

箕輪町農業応援団計画 第2期（令和5～9年度）



令和5年 3 月



目 次

1 計画の位置付け	2
2 計画の趣旨と目的	2
3 目指す将来像	3
4 計画の期間	4
5 施策の体系	4
第1章 農を取り巻く環境	5
第2章 施策の展開	13
みのわテラスを核とした地域振興	15
農畜産物を「作る」	17
農畜産物を「売る」	25
生産するための農地を「確保・集約」する	28
次世代の担い手をつくる	32
農畜産物を「買う」 地産地消の推進	36
農作業を「支援する」	39
「農ある暮らし」を楽しむ、農を身近にする	42
「農」の魅力で人を呼ぶ	44

1 計画の位置付け

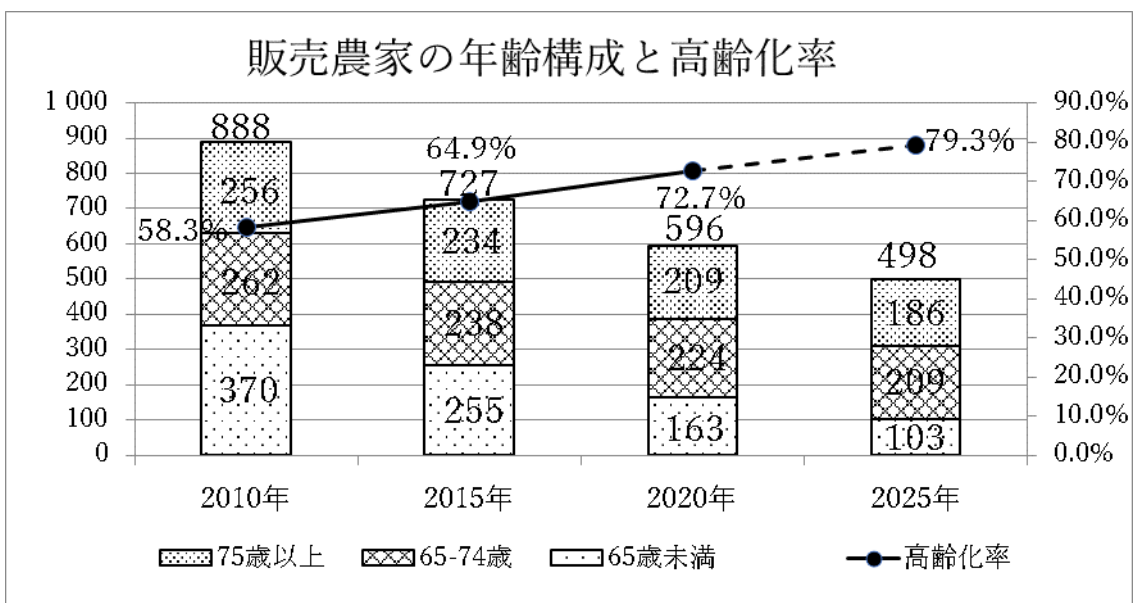
本計画は、平成 28 年 2 月に策定された第 5 次振興計画・基本計画における「農業の振興」と、みのわチャレンジ「我らは農業応援団！」箕輪の農業応援チャレンジにおける政策群の実現を目指します。

2 計画の趣旨と目的

町の中央を流れる天竜川から東西の山際まで、雄大な 2 つのアルプスを背景にして河岸段丘や扇状地で形作られる特徴的で素晴らしい景観、その中核を形作る田園風景の広がり、未来に残したい町のふるさとの風景です。

一方で、農の営みによって生まれるこれらの景色は、農家の高齢化と担い手の減少から年々維持が難しくなっており、農地利用の主力となる販売農家の数は、2010 年から 2020 年の 10 年間で 3 割以上減少しました。農家の年齢も 65 歳以上の割合を示す高齢化率が年々増加し、2020 年には 72.7%に達しました。

明確な後継者がいる割合は 2 割にとどまり、このままでは町の農地を維持することが難しい未来が予想されます。



農林業センサスより箕輪町作成

こうしたことから、農家・生産者による生産や出荷を主目的とした農地の利用に加えて、消費者や都市住民を含めた多様な主体が、農地を使うこと・農作業を支援すること・農ある暮らしを楽しむことを通じて、結果として農地を維持し、田園風景を未来に残していく環境づくりを目指します。

そうした「農地が農地として使われ続ける環境を作る」ための一連の施策を、「箕輪町農業応援団計画」として実施します。

3 目指す将来像

【生産者・農家】

① 担い手の確保

農地の担い手の減少対策が急務です。新規就農者の確保や良好な継承環境づくり、後継者の掘り起しなど、担い手の確保を目指します。

② 経営の強化

生産環境向上のための設備投資への支援、生産技術向上のためのフォローアップ、異常気象やひょう害、物価高騰などの営農に影響する環境変化への支援など、担い手が経営を継続していくためのきめ細かな支援策を継続します。

③ 付加価値の向上と販路拡大

JAによる系統出荷に加えて、農家自身による販路構築・拡大のための環境整備、加工や試作を応援する補助制度など、農家の所得向上を目指します。また、町の直売所であるみのわテラスを軸に、店頭での販売に加えて給食・ふるさと納税・贈答・ECサイトなどバックヤードでの販売取扱量を増やす環境整備を行い、大きな出口としての活用を目指します。

④ 農地集約・集積の推進

地域での話し合いにより、目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画と将来地図を定め、農地を中間管理する仕組みを作ることで農地の集約・集約を実現し、少ない人数やスマート農業で効率的に営農できる環境づくりや、新規就農者へのまとまった条件の良い農地の提供を目指します。

⑤ 環境にやさしいゼロカーボンの推進

町地球温暖化対策実行計画の着実な実行を目指す中で、ビニールハウスの暖房への木質バイオマス活用や、酪農の町としての堆肥利用の推進など、石油由来のエネルギー・肥料等からの転換を応援するとともに、移動距離が少ない地元での取引や地産地消を進めることなどを通じて、CO2 排出量の削減を目指します。

【消費者・農に関わらない町民を含む多様な主体】

① 農への関わりしるを提案し、「農ある暮らし」を楽しむことで、農地を使う

② 地産地消を推進する

著しい農家数の減少が進む中、農地の維持を限られた農業関係者だけで支えていくのは困難であり、農に関わらない立場からも、町の農を支える仕組みが必要です。個人

だけでなく、学校や保育園をはじめ、企業や事業所、飲食店、福祉施設、任意のグループなど様々な主体が考えられ、それらと農を結びつける関わりしろを作ることで、地元の物を積極的に購入・使用する「地産地消」につなげていきます。

③ 農作業を支援する機会の提供による、援農

マッチングアプリや人材派遣など時間単位で農家の仕事を行う仕組みもあることから、農家にとっても働き手にとっても、必要な時にマッチングできる環境を応援します。

④ 農ある暮らしの魅力発信による移住推進と定住者の農地利用の掘り起こし

町民の日々の暮らしと農をつなぎ、農地を使う・使い続けることに繋げられる機会の提供を図るとともに、「農ある暮らし」の魅力を活かして町に暮らす魅力を発信することにより、田舎暮らしを嗜好する都市住民の移住促進を進めます。

半農半Xのような働き方に合わせた農や、農地付き住宅のあっせんなど、その人の働き方、暮らし方、生き方に寄り添える農の形を応援していきます。

また、農ある暮らしができる町の魅力について改めて定住者に感じてもらうことで、農地利用の掘り起こしを進めます。

4 計画の期間

令和5年度から9年度までの5か年とします。

また、策定後も各種調査、国・県などの政策の動向・気候や社会環境など、農を取り巻く民意や環境の変化を踏まえたの見直しを行います。

5 施策の体系

「農地が農地として使われ続ける環境を作る」ための施策を、

「生産者・農家」ができること

「消費者・農に関わらない町民を含む多様な主体」ができること に分け、主体別の支援策を推進します。

計画推進の担い手は町・国・県やJA等の農業団体に加えて、多様な主体として任意のグループや個人、商店や企業、都市住民など、農業や生産に直接関わらない主体を巻き込み、実施していきます。

第1章 農を取り巻く環境

○町の農地の面積と耕作放棄地

農地は、町の総面積(8,591ha)の約 2 割(1,480ha)を占めます。農地面積に占める耕作放棄地の割合は 2020 年以降 1%以下を維持しており、農業委員会の巡回や指導等により荒廃地の抑制が機能し、農地は保全維持されているといえます。

一方で農地の面積は減少し続けており、2010 年から 10 年で 50ha(東京ディズニーランド約 1 個分)の農地が宅地等に転用されています。

表1 箕輪町の耕地面積と耕作放棄地

年	総面積	耕作放棄地		面積	総面積に占める割合
		田	畑		
2010	1,530ha	737ha	797ha	44.5ha	2.9%
2015	1,520ha	720ha	796ha	16.3ha	1.1%
2020	1,480ha	700ha	782ha	14.0ha	0.9%
2020-2010	▲50ha	▲37ha	▲15ha	▲30.8ha	▲2.0%

農林水産省「作物統計調査」「農林業センサス」「箕輪町農業委員会」により

※端数処理の関係で総面積と内訳が合致しないところがあります

○農家数の減少

農地利用の主力となる販売農家は、2020 年時点で 596 経営体と 2005 年比で半減しました。総数もさることながら、課題となるのは 65 歳未満の、次の世代の中核となる担い手が占める割合の少なさです。2010 年には全体の約4割ですが、2020 年には3割を切り、この傾向が延伸した場合 2025 年には2割まで落込む見通しです。

農林業センサスでは5年以内の後継の確保についても調査していますが、明確に後継者がいると回答したのは約2割にとどまります。

表2-1 農家総数及びその内訳の経過

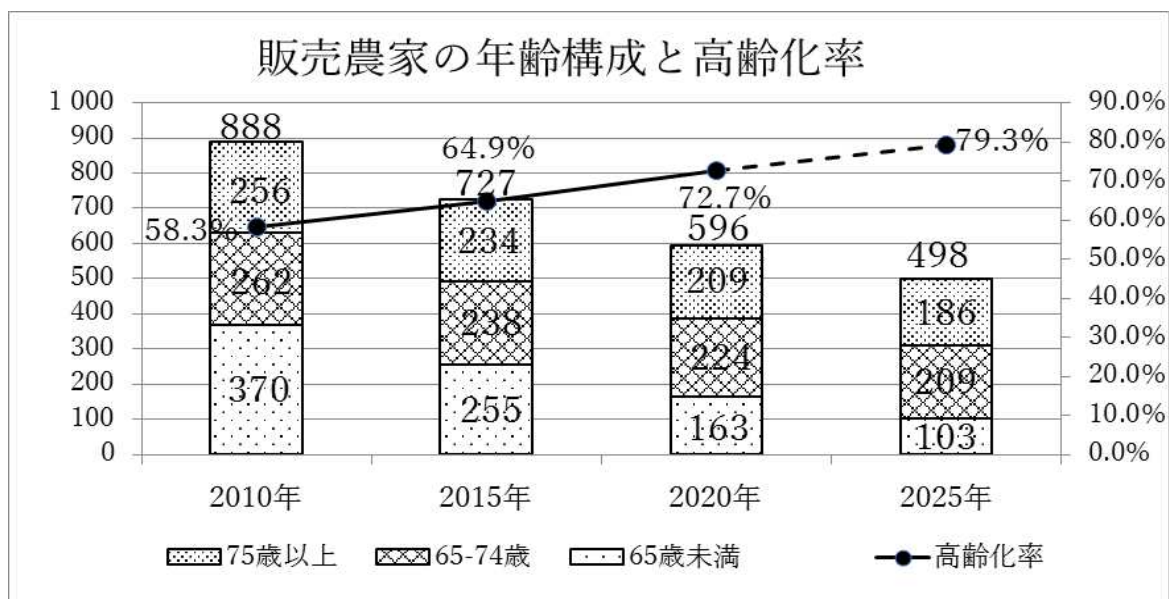
単位: 経営体

年	農家総数	農家内訳		土地持ち 非農家※
		販売農家	自給的農家	
2005	1,855	1,055	800	345
2010	1,738	888	850	400
2015	1,566	729	837	371
2020	1,365	596	769	-

※2020 農林業センサスから調査対象外

表2-2 販売農家の年齢構成と高齢化率

単位：経営体



年	65歳未満 A	65-74歳 B	75歳以上 C	総数 D	高齢化率 (B+C)/D
2010年	370	262	256	888	58.3%
2015年	255	238	234	727	64.9%
2020年	163	224	209	596	72.7%
2025年	103	209	186	498	79.3%

※2025年は2015年から2020年の減少率を延伸した推計

表2-3 5年以内の後継者の確保状況別経営体数

後継者	経営体数	割合
親族	118 経営体	20%
親族以外の経営内部の人材	1 経営体	1%
引き継がない	20 経営体	3%
確保なし	457 経営体	77%
合計	596 経営体	

○多数の小規模農家と少数の大規模農家によって、農地は支えられている

箕輪町の農業経営体は、小規模な経営の個人が多いことが特徴です。

町の推計では、経営面積 1.0ha 以下の農家(全経営体の 87% 1,183 経営体)によって、農地の 38.7%が支えられ、そのうち 2/3 を自給的農家が占めています。

全国平均の1経営体当たりの経営耕地面積は 2.3ha(農林水産省統計部令和4年データ)に対し、町内では自給的農家まで含めると1経営体当たり 1.1ha と全国の半分であり、小規模な農家が農地を支えていると言えます。

また、経営面積 5.0a 以上の農家(全経営体の 1.5%、21 経営体)によって、町の農地 40.5%が支えられております。

近年の傾向として、酪農家の廃業などによる大規模な農地利用の廃止が相次ぎ、担い手不足が心配されるケースが続いています。

表3-1 経営面積と経営体数の相関に関する推計

2020年	合計	自給的 ※ 経営耕地面積							
		0.5 ha 以下	0.5 ha 以下	0.5 - 1.0 ha	1.0- 2.0 ha	2.0- 3.0 ha	3.0- 5.0 ha	5.0- 10.0 ha	10.0 ha 以上
耕作利益※		～50万円			50～250万円			300万～	
経営体数	1,365	769	166	247	126	23	13	8	13
割合	100%	56.3%	12.2%	18.1%	9.2%	1.7%	1.0%	0.6%	1.0%
		86.6%			11.9%			1.5%	
経営面積	1,480ha	307.6 ha	66.4 ha	197.6 ha	201.6 ha	55.2 ha	52.0 ha	64.0 ha	535.6 ha
		571.6ha			308.8 ha			599.6ha	
割合	100%	20.8%	4.5%	13.4%	13.6%	3.7%	3.5%	4.3%	36.2%
		38.6%			20.9%			40.5%	

2020 農林業センサスによる箕輪町みどりの戦略課試算

※耕作利益は 53 万円/ha として試算

※自給的農家の経営面積が不明のため、0.5ha 以下に区分して算出

※経営耕地面積区分ごとの経営体当たり経営面積は、区分の上限面積×0.8 として算出し、
 残余は 10.0ha 以上の経営面積に寄せて計算(みのわ営農などに集約されていると想定)

○経営耕地面積規模・販売規模から見る経営体の減少度合い

販売規模 300～1,000 万円以下の経営体の減少率が高く、それ以上の販売規模ではある程度横ばいを維持できています。経営耕地面積では1ha以下の経営体の減少率が著しく、それ以上の規模になるとある程度横ばいになる傾向です。

したがって、品目にもよりますが販売規模 1,000 万円、経営耕地面積 1ha 以上というラインが、経営の一つの目安であると思われます。

表4-1 農産物販売規模別経営体数

単位:経営体

年	経営体数	販売規模						300万以下	300万以上
		0-50万	50-300万	300-1000万	1000-3000万	3000-5000万	5000万以上		
2005	1,055	664	287	66	24	13	1	951	104
2010	888	577	238	40	22	10	1	815	73
2015	741	492	191	27	19	5	7	683	58
2020	596	370	166	31	17	7	5	536	60
2020/ 2005	57%	56%	58%	47%	70%	54%	500%	56%	58%

表4-2 経営耕地面積規模別経営体数

単位:経営体

年	経営体数	0.5ha以下	0.5-1.0ha	1.0-2.0ha	2.0-3.0ha	3.0-5.0ha	5.0-10.0ha	10ha以上	1.0ha以下の割合
2005	1,070	318	467	209	34	13	6	23	73%
2010	901	291	362	184	29	13	9	13	72%
2015	741	228	301	144	28	17	7	16	71%
2020	596	166	247	126	23	13	8	13	69%
2020/ 2005	56%	52%	53%	60%	68%	100%	133%	57%	

○事業体による町内の農地利用は、13.8%

個人経営体以外の、会社や法人による農地利用は、町全体で205haあります。

最大の組織は農事組合法人みのわ営農で、水田の経営を母体としながら、経営が困難になった個人の農地の引き受け手として、106.39haの農地を経営しています。大根やキャベツなどの生産・販売を行うわかば農園株式会社は、町内で71.45haの農地を活用するなど、事業体による町内農地の利用促進は今後個人経営体が減少する中、農地の維持にますます重要な存在になっています。

表5 農業経営体数と組織経営別経営対数

農業経営体の区分	経営体数	経営面積 (令和5年1月)	町の農地に 占める割合	備考
株式会社 有限会社 合同会社	15 経営体	96.0ha	6.5%	わかば農園(株)など
農事組合法人	7 経営体	108.5ha	7.3%	みのわ営農など
農協	1 経営体	0.13ha	0.0%	
合計	23 経営体	205.0ha	13.8%	

箕輪町農業委員会提供資料より みどりの戦略課作成 令和5年1月現在

○農業収入で生計を立てる農家は少ない

農業を主たる収入として、65歳未満で60日以上農業に従事する経営体(主業)は、2020年で53経営体、全体の1割弱の9.1%であり、総数は減少傾向であるものの全体に占める割合大きな変化はありません。

一方で、農業収入を副次的な収入としながらも、年60日以上農業に従事するいわゆる2種兼業農家の減少が著しく、この辺りの継続支援が一つのポイントになりそうです。

表6 農家数及びその内訳の経過(個人経営体)

単位:経営体

年度	主業		準主業		副業		合計
	数	割合	数	割合	数	割合	
2005	103	9.8%	220	20.9%	732	69.4%	1,055
2010	77	8.7%	201	22.6%	610	68.7%	888
2015	69	9.5%	117	16.0%	543	74.5%	729
2020	53	9.1%	75	12.8%	457	78.1%	585

- ・主業:農業収入>他収入、65歳未満で60日以上従事した者がいる
- ・準主業:農業収入<他収入、65歳未満で60日以上従事した者がいる
- ・副業:65歳以上、高齢者だけの農家

○販売実績がある経営体の87%は稲作を経営

販売実績のある481経営体の中で、383経営体は稲作のみを行う単一経営体、残りの98経営体は複数の品目を組み合わせて販売しています。

単一経営体の稲作経営体及び稲作を主とする複合経営体を合わせると417経営体となっており、販売がある経営体の87%が稲作に関わっていることわかります。

表7 農業経営組織別経営体数

単位:経営体

単一経営体			複合経営体			
主位部門販売8割以上			稲作を主とし、以下の作物との組合せで経営		稲作以外の以下の農畜産業を経営	
部門	経営体数	割合	部門	経営体数	部門	経営体数
稲作	257	67%	麦類作	1	工芸農作物	3
麦稲作	1	0%	雑穀・芋・豆	7	露地野菜	14
雑穀・芋・豆	3	1%	露地	10	施設野菜	3
工芸農作物	1	0%	果樹	12	果樹	10
露地野菜	27	7%	花卉	2	花	3
施設野菜	12	3%	その他	2	その他	5
果樹類	55	14%			肉用牛	1
花卉	6	2%			複合経営	25
その他	5	1%				
酪農	13	3%				
肉用牛	2	1%				
蚕	1	0%				
合計	383	100%	合計	34	合計	64

○箕輪町の農畜産業産出額の推計

平成 28 年度からの5年間で、大きく減少傾向です。

特に畜産については、平成 28 年には 20 件あった酪農家が令和2年には 14 件に減少、令和4年には 11 件まで減少しています。主な理由は後継者の不在によるものですが、当地の特徴として牧草や子実トウモロコシ等の飼料の自給率が高く、それらを栽培・収穫する大型の機械を保有する酪農家が多いことから、機械更新にかかる負担も理由の一つと考えられます。

表8-1 箕輪町農業産出額

単位:億円

品目	米	野菜	果実	花き	畜産	その他	合計
平成 28 年	5.1	3.8	3.1	3.0	8.6	0.6	24.2
平成 29 年	5.4	3.8	3.3	2.8	8.2	0.8	24.3
平成 30 年	5.6	3.9	3.3	2.7	8.2	0.8	24.5
令和元年	5.8	2.6	3.2	0.4	6.4	1.0	19.4
令和2年	5.1	2.8	4.0	0.4	6.1	0.9	19.3

農林水産省 市町村別農業産出額(推計)より

表8-2 箕輪町における酪農家の軒数の推移

単位:軒

年度	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年
軒数	20	20	18	17	14	12	11

箕輪町みどりの戦略課 作成 箕輪町酪農振興協議会 各年4月時点の名簿による

○雇用している経営体はわずか 10%

596 ある農業経営体のうち、雇用を行って農業を行ったのは 66 経営体にとどまっております。経営体の 10%程度に過ぎません。町の農業は、基本的に家族経営でまかなわれていることがわかります。

表9 雇用者の状況

単位:人

区分	常時	臨時	合計
雇った実経営体数	8	58	66
実人数	26	295	321
延べ人日	5,600	6,450	12,050
農業延べ人日	3,968	3,580	7,548
農業生産関連事業のみ	1,632	2,870	4,502

○個人経営体の実態はほぼ高齢者による個人経営

596 経営体から法人等の団体経営体を抜いた 585 経営体の農業従事者の内訳をみると、世帯員数は平均 3.4 人(585 経営体に 2,002 人従事)ですが、自営農業に従事した世帯員数は 612 人と、ほぼ個人で農業を担っている様子がうかがえます。

また、その主体となる農業従事者及び専従者の平均年齢は 70.4 歳～72.3 歳となっており、副業農家により農地が守られている状況と担い手の高齢化が浮彫になります。

表 10 世帯員の平均年齢

農業従事者	61.9 歳	一年間に自営農業に従事した者
基幹的農業従事者	72.3 歳	普段仕事として主に自営農業に従事している者
農業専従者	70.4 歳	一年間に自営農業に 150 日以上従事した者

※平均年齢 15 歳以上の世帯員

○系統出荷が減少し、直売所への出荷が増

JA への出荷から消費者に直接販売する割合が増加しています。JA が主の販売先であることは間違いありませんが、小規模経営体の維持には消費者に直接販売(直売所等)が一つのキーワードになってきそうです。みのわテラスにおける農産物直売や、スーパーの直売コーナーなどの役割が大切になってきます。

表 11 箕輪町の農産物販売金額一位の出荷先別経営体数 単位:経営体

年	JA	JA 以外の団体	卸売業者	小売業者	食品製造業・ 外食産業	消費者に直接販売	その他	合計
2015	539	11	7	10	1	45	8	621
	87%	2%	1%	2%	0%	7%	1%	
2020	445	26	11	22	5	85	19	613
	73%	4%	2%	4%	1%	14%	3%	

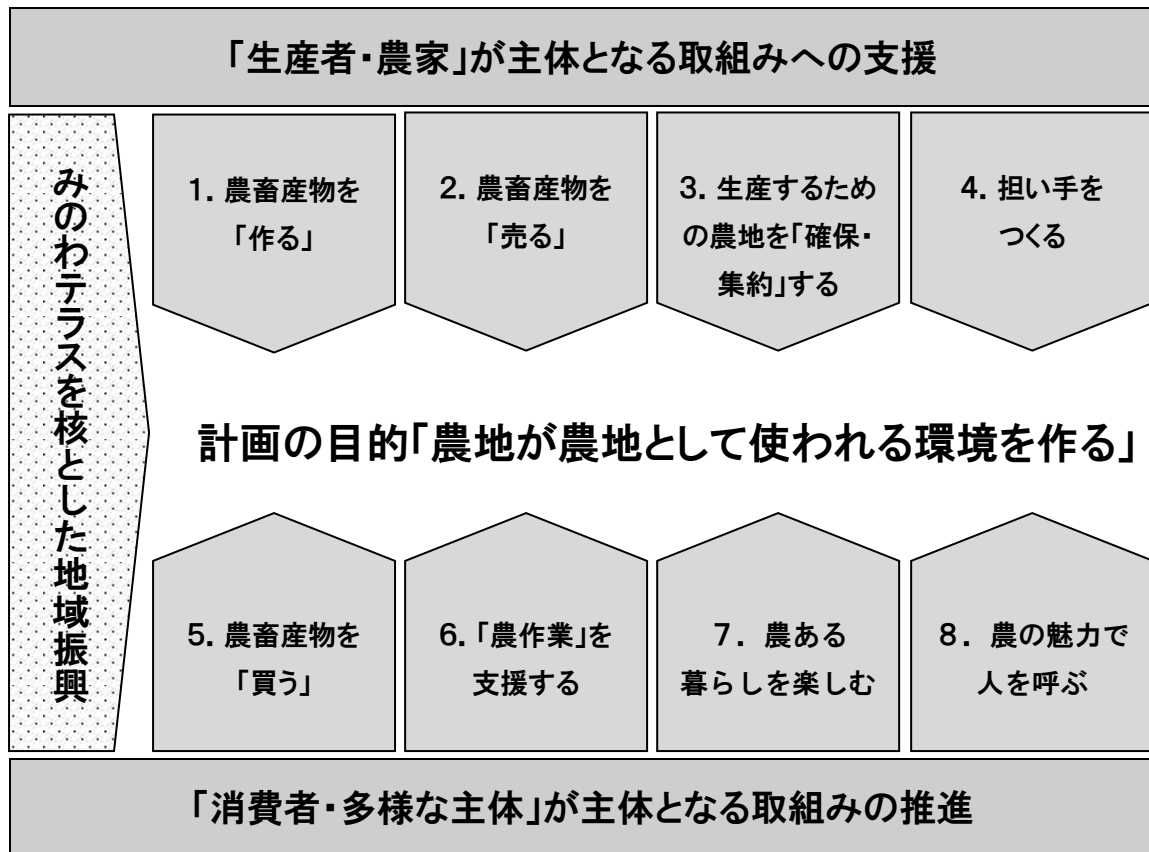
※上段:実数、下段:割合

※全経営体中、販売のあった経営体

※表中に注記のないものについての出典は農林水産省 農林業センサスによる

第2章 施策の展開

第1章での箕輪町における農を取り巻く環境を踏まえ、本計画の目的である「農地が農地として使われ続ける環境をつくる」ために必要な施策を、以下のように「主体と取組み」別に展開します。



<ゼロカーボンとSDGsに対する取り組み>

令和3年5月、農林水産省は「みどりの食料システム戦略」を発表し、2050年までに目指す姿として、農林水産業のCO2ゼロエミッション化の実現、化学農薬使用量をリスク換算で50%低減、化学肥料の使用量を30%低減、耕地面積に占める有機農業の取組面積を25%、100万haに拡大という目標を掲げました。

箕輪町においても、箕輪町地球温暖化対策アクションプラン2022を発表し、町民、事業者行政などあらゆる多様な主体が協力して、環境・経済・社会における地球温暖化の課題解決に向けて動き始めており、農分野においても取り組みを進めています。

農分野におけるSDGsについても、「あらゆる人々が活躍する社会・ジェンダー平等の実現」、「健康・長寿の達成」、「成長市場の創出、地域活性化」、「持続可能で強靱なインフラの整備」、「省・再生可能エネルギー、防災・気候変動対策、循環型社会」、「生物多様性の保全」等の分野において、貢献できるものと考えます。

農業応援団計画では、これらのことを前提条件として農業施策全体を通底する考え方と位置付け、施策を展開します。



0

農と暮らしのマーケット

みのわテラスを核とした地域振興

●基本方針

令和3年4月、みのわテラスがオープンしました。地元農産物の大きな販売出口として、また農を中心とした町での暮らしぶりや魅力を伝える観光・移住推進の拠点として、箕輪町といえはここ、という賑わいの場を目指します。

< 1期目の成果と課題 >

○みのわテラスリニューアルによる売上・来場者の増

初年度となる令和3年度の決算とリニューアル前と比較すると、施設全体での売上は約2.8倍の2.3億円、来場者数は2倍の11万人になり、多くの方に利用いただける施設へと成長しました。また、直売所単体の売上は3.6倍となる2億円に増大、地元農産物の大きな出口として生産者に貢献し、地産地消の拠点として町の農産物を広める場になりました。

みのわテラスリニューアル前後の売上及び来場者数の比較

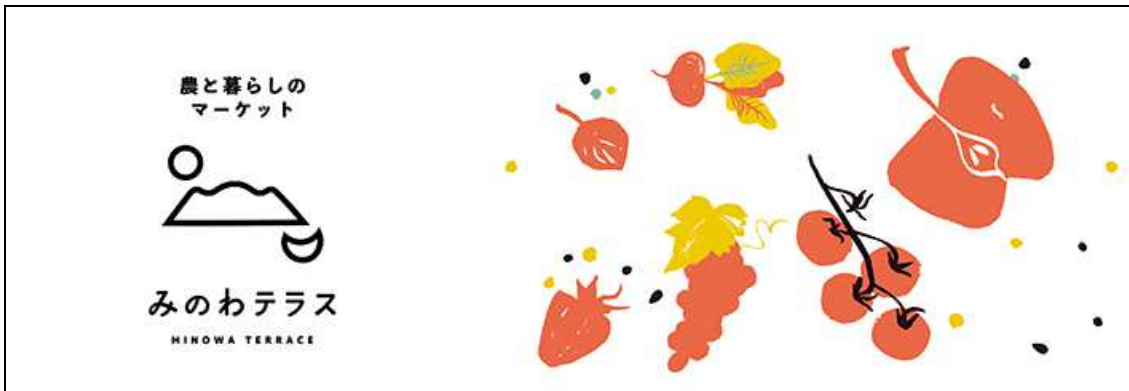
施設名	2018年度 (改装前)	2021年度 (改装後)	売上比 (増減率)
直売所売上	56,726 千円	204,692 千円	+147,966 千円 (改装前比 360.8%)
施設全体の売上	83,909 千円	239,415 千円	+155,506 千円 (改装前比 285.3%)
施設全体の来場数 (レジ通過)	57,469 人	112,338 人	54,869 人 (改装前比 195.5%)

※リニューアル前(にこりこ・にこりこキッチンたべりこ)とリニューアル後(直売所・レストラン・サイクルテラス)の比較

○みのわテラス認知度向上のための月例イベント開催売の増

令和3年度のオープンとともに、みのわテラスの認知度の向上と各店舗の販売増を目指して、毎月第一土曜日を中心に「みのわテラスマーケット」を開催しています。イベントを開催することで、普段来店しない客層が多く来場するため、新たな顧客の獲得と各店舗の売上向上につながるほか、来場者による SNS 等の拡散により、より広くみのわテラスが周知される効果があります。

「クラフト」「花」など月ごとテーマを定めて出店者を募り、令和4年度には最大1,400人が来場する人気の月例イベントに育ちつつあります。



みのわテラスのロゴ及び広報イメージ素材。町の農ある暮らしの魅力を発信することをコンセプトに、「農と暮らしのマーケット」というキャッチが選定されました。

○みのわテラスの広報

オープン前から広報に力を入れた取組を進めています。各店舗の催しや月例イベント等を紹介する「みのわテラス通信」を毎月作成し、広報誌みのわの実に掲載し全戸配布するほか、各店舗の広報ツールとして活用しています。

また各店舗と町で SNS の運用を行い、みのわテラス公式アンバサダーを選任、SNS を多用する世代への広報にも努め、みのわテラス公式アカウントのインスタグラムのフォロワーを伸ばしています。（令和5年現在 1,600人）

<施策の展開>

○周辺農地を活かした一帯の構想づくりと2期開発

令和5年度でオープンから3年を迎え、一定の売上と来場者の実績ができ、イベント時や秋の観光シーズンには平日でも駐車場不足が慢性化しています。周辺農地では収穫体験ができる環境が順次整いつつあり、次のステップに向けた動きを準備するタイミングです。

みのわテラスの役割は大きく4つあります。1つ目は、地元農産物の大きな出口になり町の農地を維持すること、2つ目は、町のランドマークとしての役割を果たすこと、3つ目は、町の暮らしを楽しめるにぎわいの場であること、4つ目は今日的な農の持つ価値や求められる機能に応える拠点になることです。

基本的にはこの役割と機能を延伸していくため、果樹団地をはじめとした周辺農地を営む皆様と相談しながら、2期開発を進めていきます。恵まれた周辺果樹団地との連携や、大型観光バスの受入れ、夜の営業の展開、道の駅化など、さらにみのわテラスが町のランドマークとしてにぎわいを生み、町の農を中心とした価値が発信できる場になるよう、取組を進めていきます。

1

生産者・農家が

農畜産物を「作る」

●基本方針

農家や酪農家が安定的に生産を続けられるよう、国・県・JA等と協力しながら営農しやすい環境をつくります。国の農業政策への対応、技術的支援、生産環境の向上に向けた支援、担い手としての営農組織等の支援に取り組めます。

○第1期の取組と課題

担い手の支援として、機械等の購入支援策として農業機械等の導入補助（R1-R4 41 経営体）、天候や台風等による農作物被害に対する収入保険制度の掛金補助（R2-R4 29 経営体）、営農組合への補助金、国の補助金を活用した農地法面の草刈り、水路の泥上げ、補修など地域の特性に合った活動に対する補助（多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金）を行ってきました。

経営体の数は2015年から2020年で741経営体から596経営体に減少しましたが、内訳をみると販売規模1,000万円以上の経営体（2020年29経営体）の減少幅はそれ以下の規模の経営体に比べ少なく、機械補助など大規模農家への支援策が一定の成果を上げているものと思われまます。

表4-1 農産物販売規模別経営体数(再掲)

単位:経営体

年	経営体数	販売規模						300	300
		0-50 万	50- 300万	300-1 000万	1000- 3000 万	3000- 5000 万	5000 万 以上	万 以下	万 以上
2005	1,055	664	287	66	24	13	1	951	104
2010	888	577	238	40	22	10	1	815	73
2015	741	492	191	27	19	5	7	683	58
2020	596	370	166	31	17	7	5	536	60
2020/2005	57%	56%	58%	47%	70%	54%	500%	56%	58%

一方で課題として見えてきたのは、大半を占める小規模な経営体の維持です。町の推計では、経営耕地1.0ha以下の農家（全経営体の87% 1,183経営体）によって町の農地の38.7%が支えられ、そのうち2/3を自給的農家が占めます。自給的農家を含む経営体の総数は1,365、町内の総世帯数約10,100で考えると、10軒に1軒以上が何らかの農業を行っており、身近な農の扱いが課題です。

＜施策の展開＞

○限られた農家数で、効率的に大規模な面積を営農できる環境づくり

・大・中農家の生産環境向上

面積的なインパクトとして、経営耕地面積 1.0ha 以上の 183 経営体で農地の 6 割強を担っており、中でも 5.0ha 以上の 21 経営体で 4 割を担っています。酪農家と大規模水田農家、法人経営体を中心に占めておりますが、これらの大規模に農地を担う経営体が廃業することによるインパクトは極めて大きく、引き続き、設備投資面や農地の集積による効率化など、営農を継続しやすい環境づくりを支援していきます。

・スマート農業への移行支援と環境づくり

人口減少と担い手の減少は明らかであり、農地の面積が減らない以上、今より少ない人数で営農できるための効率化・省力化・機械化に手を付けていくことは最優先の課題です。1枚当たりの面積が狭く、法面が多い中山間地を中心とした当地において高額なスマート農業の設備投資のメリットを生かすには、圃場の集約や、効率的な営農のための同一作物の団地化など、これまでの枠組みを見直して農地利用の未来について考える必要があります。

また、課題となる畦畔の省力的な管理については富田地区で防草シート設置による雑草の抑制の試験を行ったほか、リモコン草刈機のデモを見学等の取組を行っており、引き続き省力化・効率化に向けた様々な手段の検討を行っていきます。

・酪農家の飼料自給体制の支援

上伊那地域は、酪農家が飼料を自給で賄う特徴的な地域です。箕輪町においても酪農家が自給飼料による経営を行い、町内の広い範囲の農地利用を担っています。複数の酪農家で飼料を共同で作る組合を組織し、共同で高額なロールベラー等の機械を購入・管理して行う取組や、経営体の中で飼料を作る部門を分社化し、専属で供給を行う取組などの工夫が見られます。町でも機械導入に補助するなど、酪農家の支援を通じた農地と産業を守る取組を続けており、引き続き酪農の町を活かした農地の保全につとめます。

○小農を続けやすい・はじめやすい環境づくり

・小農継続のための技術支援の場づくり

町の 10 軒に 1 軒以上が何らかの形で保有する農地を使っています。多くが稲作を中心とした小規模な自給的農家であることから、自給的な農家に対しても、次の世代が農地を引き継ぎ使い続けるための支援策について、検討する必要があります。

あります。具体的には地域営農組合や JA、県の農業農村支援センターなどと協力した営農の技術的なサポートの仕組みを作ります。

・小農をはじめやすい環境づくりの向上

町では、農ある暮らしへの関心の高まりから、農家の指導による家庭菜園講座「交流菜園」を展開しています。基本的な野菜づくりについて半年間学び、希望する受講生には自宅近くの農地をあっせんし、継続的に農地を利用する担い手を増やしています。令和5年度から農地取得の下限面積が廃止され、誰でも農地を所有し農業ができる環境ができることから、更に小農をはじめやすい環境が整ってきます。

・レベルに合わせた農業技術が学べる環境づくり

家庭菜園での人力で対応可能な範囲で作物を育てる技術から、管理機などを使用したもう少し広い範囲での農作物づくり、さらには乗用の機械等を使用した営農など、取組のレベルに応じた栽培・機械操作を学ぶ機会を作ることで、レベルに合わせた農地利用の拡大や、引き継いだ田畑や機械を使用する上での学びなおしなどが進みます。町としては交流菜園事業を実施していますが、地域営農組合、JA、県の農業農村支援センターなどと協力しながら、受講したい人のレベルに合わせた農業技術が学べる環境づくりを進めていきます。

○気候変動に伴う農業被害への対応

果樹を中心とした農業被害が毎年のように発生しています。

春先の凍霜害による花芯の壊死や、台風による倒木や落果・擦れによる品質低下、ひょう害による品質低下や複数年にわたる樹体への影響など、果樹を中心とした農作物被害が続いています。連続する被害は農家の収入減に直結するとともに、継続意欲を大きく減退させます。

町では、収入保険の掛け金の補助による収入保障の支援や、風害の影響を緩和する防風ネットなど資材のあっせんを行うなど、農業被害の支援に努めています。特に凍霜害については、これまでの防霜ファンの設置や園地での重油燃焼などでの対応に加えて、地元企業と協力し展着剤を加えた廃糖蜜の散布による霜被害の緩和策を検討しています。

○ゼロカーボンに向けた取組

農林水産省は「みどりの食料システム戦略」において、2050年までに目指す姿として、CO2ゼロエミッション化、化学農薬の使用量50%低減、化学肥料の使用量を30%低減、耕地面積に占める有機農業の取組面積を25%という目標を

掲げました。サプライチェーン全体で社会と環境に配慮した責任ある調達を要件とした商取引が標準化されつつあり、環境に配慮した営農の標準化が求められます。

箕輪町においても、もみ殻・剪定枝によるバイオ炭を利用したCO₂固定の推進や、盛んな畜産分野の副産物として牛糞堆肥の活用による化学肥料の代替、施設園芸における木質バイオマスエネルギーの活用による化石燃料使用の抑制と地産エネルギー利用促進など、環境にやさしい施策を推進することにより、町内農業者の農産物の付加価値化を進め、新しいスタンダードに適應する農業環境づくりを応援していきます。

○環境にやさしい有機農業への取組

気候変動等による収量減少・品質低下等の影響が顕在化しており、生産活動の持続的な発展のためには、農業生産に起因する環境負荷の低減を図っていくことが必要です。また、有機農業者への技術的支援や担い手確保対策のほか、有機農産物のコストや労力が評価された適正な価格での取引につながるよう、消費者や消費者等の有機農業に対する一層の理解促進が必要です。一方で、長野県における有機農業の取組面積は、年々増加しているものの令和3年度実績で567haであり、県内農地の1%未満です。

県は第4期長野県有機農業推進計画（令和5～9年度）を策定し、今後5年間で有機農業の取組面積を850haに増やすとともに、有機農業の生産から消費まで一貫し、農業者のみならず事業者や地域内外の住民を巻き込んだ「地域ぐるみ」の取組を進める市町村（オーガニックビレッジ）を10箇所作ることを目指しています。

箕輪町においては、化学農薬の削減に努めた「長野県環境にやさしい農作物認証50」（地域慣行農法の50%削減）を取得したリンゴ農家や、無農薬・無化学肥料で野菜を栽培する農家、有機農業に関する研究会が町内農家により主催されるなど、一定の事例と素地はあります。

一方、実際に販売する農家へのヒアリングでは、慣行農法に比べかかる手間を価格に転嫁して適正対価で販売するのは特に地元では難しく、主な販路は都市部であるとのことでした。

出荷を前提とした出口づくりが課題となることから、JA上伊那との協議もスタートしておりますが、有機農業の定義や作り方が生産者によって様々であるため、品目別の栽培履歴の適正管理のための基準が未整備なことに加え、市場出荷するだけのまとまった量の確保が難しいこと、推進のための有機肥料等、資材の開発等も必要となることから、方向性を検討している段階です。

町としては、国や県の推進施策を注視しつつ取り組んで行くことを基本としながら、町の特徴である酪農の副産物である有機堆肥の積極的な活用を進め、もみ殻・藁やバイオ炭など地元かつ自然由来の産物を取り入れるなど、目的である環境にやさしい・環境負荷の少ない生産環境づくりを支援していきます。

○米の生産調整への対応

米の消費が減少する中で、適正生産量の減少が続いています。町の稲作は自給的農家が多くを占める中で、大規模農家を中心に、蕎麦や WCS 用稲、飼料用米、JA 水田活用米穀事業（加工用米）等による生産調整に取り組んでいます。円高による輸入飼料高騰が進む中で、当町の強みである畜産に適した WCS 用稲や飼料用米、加工用米や備蓄米などの新規需要米への転作を一層進める必要があります。WCS 用稲※等の専用品種による作付けを拡大する必要があります。今後は飼料の地産地消がさらに進むよう、取組を進めていきます。

〔 ※WCS…ホールクロップサイレージ 稲の穂と茎葉をまるごと刈り取ってロール状に成型したものを、フィルムでラッピングして乳酸発酵させた牛の飼料 〕

一方、「水田活用直接支払交付金」について、国は令和4年度以降の5年間に一度も水張りが行われない水田は、交付対象水田としない方針を示しました。これは転作作物の生産が定着した農地の畑地化を促すとともに、水田機能を維持しつつ転作作物を生産する農地は、水稲と転作作物とのブロックローテーションによる収益性の向上を促すことを目的としています。

水稲の作付をしなくても最低限1か月以上水張り管理をすれば、水稲を作付したとみなされることから、蕎麦や麦、大豆による転作水田については短期間での水張りを検討していきます。

課題としては「水張り時期」になります。取水時期は4月から8月の地域が多く、播種時期と重なってしまいます。また、冬に水張りをするためには土地改良区や水利組合との調整が必要となります。こうしたことから課題解決に向けて各関係機関との協議の場を設けて検討していきます。

米の生産調整目安値の推移

(単位 数量：t 面積：ha)

R1		R2		R3		R4		R5	
数量	面積	数量	面積	数量	面積	数量	面積	数量	面積
2,329	363.9	2,311	361.1	2,262	351.8	2,191	339.2	2,147	332.9
39	5.6	▲18	▲2.8	▲49	▲9.3	▲71	▲12.6	▲44	▲6.3

※下欄：前年産との比較

○JA上伊那による地域農業振興ビジョンとの連携

JAでは市町村ごとに地域農業振興ビジョンを定め、それぞれの地域の風土を活かした農業を通じて、食料の安定供給や農村資源の保全農地の維持といった地域農業のあり方を定めています。令和4年度の箕輪町における振興基本項目は以下の7項目です。

- 1 担い手農家、営農組織、多様な担い手による優良農地保全と農業振興
- 2 水田を水田としての利用拡大推進（水田フル活用）
- 3 耕畜連携事業の推進（WCS刈取り組織、稲わらの活用と循環型の農業推進）
- 4 みのわテラスを活用した地産地消事業の活性化推進
- 5 地域の特色を生かした品目拡大、特産品開発（観光農園、収穫体験事業）
- 6 みのわ営農と地区営農組合による営農事業の効率化推進
- 7 園芸団地の拡大と新規就農者確保

また振興対策として、米穀、野菜、果樹、花き、畜産の分野別に生産振興対策を以下のように定めており、その実現にあたっては、人農地プランを一体的な指針とすることとしています。販売農家の農産物販売金額一位の出荷先はJAであることから、町では足並みを揃えながら営農のための環境づくりに取り組んでいきます。

参考：JA上伊那の箕輪町における品目別振興対策(令和4年度)抜粋

区分	主要品目	生産振興対策
米穀	水稲 そば 大豆・麦	水田を水田として活用(加工用・WCS) 需要に応じた生産管理 水田、遊休農地へのそば・麦・大豆作付

野菜	アスパラガス 白ネギ ブロッコリー スイートコーン	アスパラガス作付面積拡大 ・中古ハウスを利用した面積拡大 白ねぎ・ブロッコリー・スイートコーン作付拡大 ・土壌診断に基づいた化学肥料低減 ・低成分肥料の活用
果樹	りんご 梨 ぶどう 振興果樹	優良品種への更新、栽培改善による安定生産販売 観光農業団地化計画の推進 ・品目の安定生産と農業体験の開始新規果樹団地の育成 ・栽培環境の整備と既存園の有効活用 梨栽培面積減少に対応した、省力化栽培
花卉	アルストロメリア トルコギキョウ 菊類 花木類等	周年出荷量の確保に向けた夏季専用無加温作型の検討 高効率保温資材への切り替えによる省エネ対策の実施 トルコギキョウオリジナル品種の作付け拡大 遊休農地等への菊類・南天・ユーカリ等の花木類の作付け推進
畜産	肉牛 素牛 酪農	関係機関と連携した生産性向上対策 自給飼料の安定的確保による経営基盤の強化(長命連産)への指導強化 ・自給飼料の作付拡大と販売に向けたマッチング ・農地中間管理事業への取組 優良農地の安定的保全 ・自給飼料確保に向けたコントラクター化の検討 育成牛の確保に向けた取組 優良素牛の生産(和牛受精卵移植を活用した素牛の生産) 空畜舎利用に向けた取組 ・近隣若手生産者による規模拡大・新規生産者の誘導

○農事組合法人・各営農組合への支援

農事組合法人みのわ営農は、町内一円の担い手組織として、直営でのそば・WCS等の栽培、水稻・大豆の特定農作業受託、学校給食用の作物生産、そして実質的に担い手がいない農地の引受先として、町にとって重要な役割を果たしています。

引き受ける農地の面積が年々増える一方、組合員の高齢化と後継者となる会員が不足しており、今後の組織の持続が課題となっています。町では担当職員を配置して運営の支援にあたるほか、設備投資の補助を行うなどの取組を進めてきましたが、今後引受先を求める農地がさらに増える見込みです。

そこで、農地を一時的に引き受けて管理することに加え、まとまった面積に集約して次の担い手に渡す「中間管理」の仕組みについて、各地区の地域計画及び目標地図と歩調を合わせながら実現できるよう検討していきます。

また各営農組合については、遊休農地対策だけでなく収穫体験や交流菜園事業などを地域で実施しており、身近な農を支える存在として今後も育成を図っていきます。

みのわ営農の経営面積と作業受託面積の推移

(単位:a)

項目	作物	H29	H30	R1	R2	R3
直営	水稲・加工用米	420.5	420.0	413.4	342.5	237.0
	WCS用稲	718.0	586.9	534.7	587.7	903.0
	大豆	112.8	0.0	0.0	0.0	0.0
	麦	775.4	426.0	413.1	0.0	148.0
	野菜	508.0	544.0	247.1	164.3	168.1
	そば(夏・秋)	9,333.9	9,703.5	12,166.2	13,867.4	13,863.0
作業受託	水稲	2,748.0	3,294.5	3,336.8	3,478.6	2,992.9
	大豆	25.0	17.0	16.4	16.4	36.2
	そば	1,775.7	1,924.7	1,820.5	1,630.1	1,164.3
	その他	908.6	898.6	881.9	624.6	867.5



農事組合法人みのわ営農による、学校給食用のジャガイモ栽培の様子

2

生産者・農家が

農畜産物を「売る」

●基本方針

農畜産物や加工品等の販売を通じた所得向上を図ることで、農業経営の継続や拡大に向けた動機づけをおこないます。

<第1期の取組実績と課題>

○6次産業化の推進

生産者等の手取確保と収益向上に加えて、箕輪町の農畜産物を利用したオリジナルな加工品づくりを目的に、6次産業化を推進してきました。

商品開発に伴う小規模な試作加工やオリジナルラベル・パッケージの作成、ECサイトやHP設立といった独自の販路拡大のための環境整備や免許取得等を21件支援し、新しい商品開発が進みました。

農産物販路拡大事業補助金を利用した加工等の実績(令和2.3.4年実績) 21件

区分	事例
販路拡大	インターネット販売サイト作成、酒販免許取得 自社HP作成
付加価値化	○試作・商品開発 シードル、ズッキーニピクルス、ナガノパープルジャム、 ナガノパープルチーズケーキ、ナガノパープルジェラート 紅玉ペースト、ジェノベーゼソース、かぼちゃピューレ ガーデンハックルベリージャム、大学芋、羽広菜のかぶ漬け、 おこわ、セミドライりんご ○パッケージ・包材・ラベル等作成 シードル、ロールケーキ、ピクルス、リンゴジュース、 かぼちゃピューレ、まつぶさワイン、もみじ湖夢ワイン

令和3年度から、6次産業化の更なる推進を目的として箕輪町農産物加工所で無料相談が行える体制を整えました。商品開発から販路までをヒアリングし、実現に向けたアドバイスを行っています。町内産の農産物を利用した加工品は多くないため、試作を推進しやすい環境を作ることで、誰もが開発に取組みやすい環境づくりを行います。

「6」のつく日はロクジカ相談 ロクジカのことならみのわ加工へご相談ください。

みのわがっこうかぶしきがいしゃ
お問い合わせ先
〒399-4601 長野県上伊那郡
箕輪町中箕輪3730-246
TEL 0265-96-7871
FAX 0265-96-7872
minowak@juno.ocn.ne.jp
営業時間 9:00-17:00
定休日 土日

山の幸 しあわせ めしあがれ...
OEM

6次化

農家のみなさん
あなたの農作物を
ロクジカしませんか？

くみのわテラス指定管理者による地産地消推進

農産物加工所は令和4年7月、「テラスすたんど」をオープンしました。軽食がテイクアウトできるスタンドとして、季節の地元果物をミックスしたオリジナルソフトクリーム、町内産のさつまいもを使用した大学芋、地元もち米を使用したおこわ、季節ごとの旬に合わせた品種別のりんごジュースなど、地元ならではの飲食物の販売を行い、人気を集めています。



テラスすたんどの「大学芋」 やまびこテラスの和牛メニュー ファームテラスのECサイト

やまびこテラスでは、町内産和牛を1頭買いしこれまでなかった町内産牛肉をメインに、地元生産者から直接仕入れた野菜や果物をふんだんに使ったメニュー展開で、箕輪の食材を楽しめる店として営業しています。また、箕輪町産の赤そばやブルーベリー、夏秋苺を材料にしたクラフトビールの展開も始まっています。

ファームテラスみのわでは、地元生産者の農畜産物の販売を行うことはもちろん、農産物加工所で開発された商品を販売する場としても機能しています。また、ふるさと納税や贈答品販売による新たな消費層の取り込みや拡大を行い、地元農産物の大きな出口になっています。

＜施策の展開＞

○地元農産物販売の強化

ファームテラスによる売上のうち、農家の持ち込みによる地元農産物の販売額は令和3年度 4,360 万円でしたが、販売先の拡大により、令和4年度は1月末時点で 5,589 万円と拡大傾向にあります。

今後は更なる販売拡大に向けて、店頭販売量の確保、出荷期間の延伸、販売実績の分析に応じた新規品目生産、生産者への作付け指導体制の拡充や高齢化を見据えた新規生産者の確保、集荷機能の向上、また店舗の魅力向上による集客力アップと更なる販売先の拡充が必要です。

指定管理者である J A 上伊那と協力し、取組を進めていきます。

○バックヤード販売の増に伴う効率化と店舗改善

ファームテラスにおいて、町内産をはじめとした豊富な果物の贈答や、ふるさと納税の返礼品としての農作物の販売（令和4年度約 1,200 万円）、小中学校への給食食材の供給（令和4年度約 1,300 万円）、ECサイトでの販売など、バックヤード販売が拡大傾向にあります。

一方、店舗を運営しながら発送にかけられる人手に限界があることから、更に拡大が可能であるにもかかわらず受注しきれない、販売機会のロスが生まれています。また、発送が繁忙期と重なり、店舗でのお客様対応が十分に行えず、ホスピタリティの低下が指摘されてきました。

そこで、指定管理者である J A 上伊那によりバックヤード販売の一部を別施設に切り離し、さらに多くの受注が受けられる体制づくりを進めていきます。

○観光地として期待されるコンテンツの整備

箕輪町のもみじ湖は国内旅行予約サイト「じゃらん net」の全国おすすめ紅葉スポットランキングにおいて3年連続全国1位となり、令和4年は約 6 万 7 千人の来場者がありました。約 1 万人が来場する赤そばの畑を含めて、9月～11月にかけて多くの観光客が来町することから、みのわテラスへの誘導を進めていきます。

観光客に対しては、季節の農産物に加えて、「分かりやすいお土産」や「町ならではのもの」をコンテンツとして提供していく余地があり、六次化補助金により開発された町内産の加工品の展開や、箕輪町観光協会推奨お土産品、指定管理者の開発するクラフトビールなど、観光地として期待される品ぞろえの充実を図っていきます。

3

生産者・農家が

生産するための農地を「確保・集約」する

○基本方針

現在の担い手が生産し続けるための担い手への農地集積と、未来の担い手が生産しやすい環境づくりとして、まとまった農地を確保・提供できるための、作物による農地の集約を目指します。

<第1期の取組と成果>

○農地利用最適化の推進に関する取組

平成28年の農業委員会法の改正により、「①担い手への集積・集約化、②耕作放棄地の発生防止・解消、③新規参入の促進」をする活動について具体的な目標を定め、取組むことが、農業委員会の新たな必須事項として定められました。当町においても平成30年4月に農業委員会から指針が示され、取組が強化されてきました。

農地利用の最適化の推進に関する指針の達成状況

年度	①担い手への集積面積	②遊休農地面積	③新規参入者数
目標（R6）	930ha	11.0ha	16 経営体
実績（R3まで）	793ha	13.7ha	10 経営体

箕輪町農業委員会

○地域計画（旧人・農地プラン）における、地域計画の策定

これまで、地域での話し合いにより、人・農地プランを作成・実行してきましたが、高齢化と後継者不足が本格化するにあたって、耕作放棄地が拡大し、農地が適切に利用されなくなることが懸念される中、数少ない担い手に農地が利用されやすくなるよう、農地の集約化・集積化が喫緊の課題です。

このため、

- (1) 人・農地プランを法定化し、地域での話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画を定め
- (2) それを実現すべく、地域内外から農地の受け手を幅広く確保しつつ、農地バンクを活用した農地の集約化等を進めるため、基盤法等の改正法が令和4年5月に成立しました。

箕輪町では令和2年3月、人・農地プランの実質化がなされ、各地区のプランが完成されましたが、結果としては形式的に策定されたに留まり、集約・集積がプラン通り進んでいないことから、今回の地域計画策定に併せて取組を進めていきます。

＜施策の展開＞

○地域計画の策定と実質化

地域計画の策定については、大きな課題である「農地利用のビジョンがないために、まとまった農地の提供ができない」現状の解消を目指して、今後農業委員・農業者・地権者・JAなど関係者により策定を進めます。

ア 農地有効活用（優良農地確保・非農地化・用途変更等）

農地を農地として維持していくことを目的に集約・集積を進めますが、町の計画はそれだけに留まらず、土地利用の観点からも有効活用を進めます。具体的には、優良農地は農地として活用していく、現況、林地化している農地などは非農地化を進める、周辺状況を鑑み、維持が困難な農地は用途変更していくこともやむを得ないとするなどの区分けについても計画に加えていきます。

イ 担い手への集約と作物への集約（2種類のゾーニング）

各地区の中心経営体となる担い手に農地を集約していくことが基本となりますが、旧人・農地プランではなかなか進みませんでした。そこで、担い手への集約に加えて作物での集約も計画に盛り込みます。水稻エリア、果樹エリア、野菜エリアなど、エリア分けすることで作業の効率化、ドリフトなどの隣接農地への被害影響の解消などが期待できます。また、急な離農により空いた農地を次の担い手へ引き継ぐ際、有効な情報となるため、積極的に推進します。

ウ 新規就農者へのまとまった農地の提供（受け入れ体制整備）

新規就農者の確保を推進するためには、まとまった農地を提供できる体制を整備していく必要がありますが、現状ではそうした農地はなく、数年かけて集約し対応しています。このことについては、地域計画の中で新規就農者に提供する農地をあらかじめ設定しておくことで解消していきます。こうした受入体制を整備し、新規就農者の確保対策へ繋げていきます。

エ 町独自の農地中間管理の仕組みづくりの検討

基盤法の利用権設定が廃止され、貸し借りについてはすべて中間管理事業により契約を行うこととなります。これは県農業開発公社の農地中間管理機構が

実施しますが、実態としては契約事務を町へ委託し、農地の中間管理は行わないという方針です。

箕輪町が目指す地域計画の姿を実現するためには、農地を中間管理する仕組みづくりが必要不可欠です。そのため、箕輪町独自の農地中間管理の仕組みづくりを検討するため、みのわ営農等と十分に協議を行いながら、取組を進めていきます。

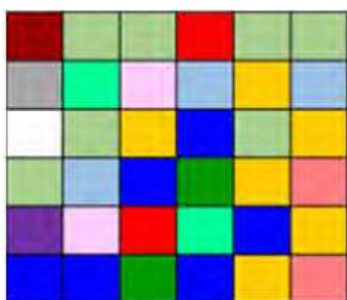
オ スケジュール

令和6年度度末にはすべての地域で地域計画を策定・公表する必要があります。策定に伴い、農業委員会においても地域ごとの農地利用のありようを示すゾーニングされた目標地図を作成する必要があります。

町では令和5年度に全農業者を対象として、農地一筆ごとの使いぶりの将来意向を調査します。結果をもとに分布図を作成し、農業委員が個別に聞き取り調査を行う材料として提供し、各地区懇談会にて検討できる環境をつくります。

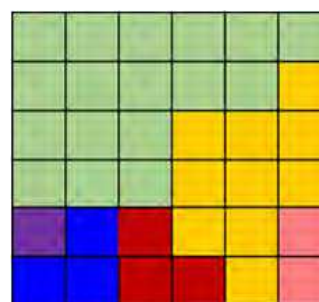
年度	懇談会・委員会	農業委員
令和4年度	東箕輪地区をモデル地区とした懇談会を開催	東箕輪モデル地区の取組
令和5年度	町内5地区で懇談会の開催 出し手・受け手の意向調査 懇談会の開催・取りまとめ	出し手・受け手の意向調査 (全農地・全農業者を対象)
令和6年度	地域計画策定委員会の開催 各地区の意見集約 地域計画の策定・公表	農業委員による地区ヒアリング 目標地図素案の作成

<現況地図>



地域内の分散・錯綜した
農地利用

<地域計画・目標地図>



担い手に農地集約化・新規就農者への
農地提供(10年後の将来図)

○推進役としての農業委員の役割

地域農業のリーダーとして、適正な農地行政と農地利用の促進、農業の持続的発展に努めています。

町の農地の集約・集積の課題解決のため、地域の状況把握や利用調整を行いながら、将来目指すべき地域農業の形として目標地図素案を作成していきます。また、地域計画の実現には農地を利用していく担い手育成も必要なため、実質化のためのエンジンとしての役割を果たしていきます。

4

生産者・農家が

次世代の担い手をつくる

●基本方針

農業者の急速な高齢化に対応し、新たに農業をはじめようとする人や、定年帰農者、農業分野に参入したい企業と、様々な意欲ある主体の力を活かし、町の農地利用に結び付けて定着するための環境づくりが必要です。

<第1期の取組と成果>

○新規就農者、後継者など多様な担い手確保の取組

新規就農者については、国の制度等の活用により年2名程度が就農しました。就農相談については増加傾向にありますが、農地提供や就農開始時のフォローアップの整備が課題となっており、就農者の大幅な増加には至っていません。農業従事者の減少は全国的なすう勢ですが、多様な担い手確保をさらに推進するため、今後、地域計画の策定に合わせ、国・県の支援に加えて町独自の支援充実を図っていきます。

○新規就農者数（農業人材力強化総合支援事業交付金（経営開始型）利用者）

年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
人数	2人	3人	3人	1人	1人
作物	果樹・野菜	果樹・野菜・花卉	果樹・野菜	果樹	果樹

みどりの戦略課作成

<施策の展開>

○就農希望者へのまとまった農地の提供が随時できる体制へ（再掲）

数少ない就農希望者を、確実に当町での就農に結び付けることが必要です。就農希望者はまとまった条件の良い農地を重視して就農場所を選択する傾向があり、最終的には農地カタログのような形で情報提供できる環境づくりを目指します。

○事業継承の仕組みづくり

農業者の減少が続く中、特に大規模な設備産業である酪農やハウス栽培などの園芸作物、収穫が開始されるまでに時間のかかる果樹など、ゼロから投資して事業を開始するよりは、離農者から設備や園地を継承することにより、即収入を得ながらの安定的な経営開始が可能になります。

また、中古の施設や農機を引き継ぐことで、新規就農者のハードルである高額な初期投資を抑制できることも、就農希望者にとっては大きなメリットになります。農業委員会やJAなどと連携して情報を集めながら、新規就農者と離農者の橋渡しができる事業継承の仕組みづくりを進めていきます。

例：酪農家の今後 10 年の趨勢と施設・農機具・農地の継承などの見通しの共有
例：果樹園の農的な暮らしを希望する人の利用とのマッチング

○新規就農者の育成支援

就農準備から独立、経営を確立するまでのそれぞれの段階で、国・県・町・JA など様々な主体による手厚い支援制度が整備されています。資金の支援制度の他、新規就農のための農業研修制度も整備されており、国の新規就農者育成総合支援制度や県の新規就農里親制度、JA の農業インターン研修制度などがあります。

どんな作物を作るか、規模、資金の状況、営農の知識、こだわりなど、担い手の状況や支援が必要な事項は個々に違うため、その人に合ったきめ細かな情報のマッチングと対応が必要です。就農相談などでこうした制度や支援について十分説明したうえで、関係機関と協力し、将来、町の中心的な担い手になっていただくよう対応を進めていきます。

○担い手と地域の農業を結びつける必要性

現在の担い手育成支援は、出荷農家を目指す方、様々な支援制度を活用される方々への支援にとどまっています。しかし、町の農地利用者を増やすためには、出荷の有無や経営規模の大小にかかわらず、様々な形で農地を利用する人を増やす必要があります。

新たな担い手が、地域に溶け込み、それぞれ希望する農業を実現できるように、就農後の相談対応や情報交換、地域とのネットワークを広げる支援を行うなど、環境を整えていきます。支援を通じ、町の担い手の実態やニーズの把握も進めていきます。

○営農組織の後継者育成

各地区の営農組合や、みのわ営農の後継者育成も重要な課題です。後継者や地域との結びつきを持つ農業従事者の増加につながる取組の支援や、農業機械のオペレータの養成支援など、持続可能な経営のための支援について検討していきます。

○法人・企業の参入支援

令和4年度現在で、町内に個人以外の経営体は23あり、耕作面積は204.7haを占めます。内訳は、農事組合法人が7経営体、株式会社・有限会社が15経営体とJAからなり、家族経営が主の箕輪町において、一定の雇用を行いつつ、大規模に町内の農地を利用しています。

企業の参入については、農業以外の業界からの進出事例などが見られるようになり、新たな担い手としての活躍が期待されることから、個人経営体同様に積極的な支援を行っていきます。

○親元就農・後継者の育成支援

新規就農には機械設備、住宅、倉庫など様々な初期投資が必要であり、また農地の借用に地域の理解が必要など、スタートまでに高いハードルがあります。

一方、家業の農を継ぐ場合には、既に経営環境や機械設備、農地等があり、スタートに大きな優位性があります。販売のある596経営体のうち、後継者が確保できている割合は20%にすぎませんが、自給的農家を含めると統計上全世帯の1割以上が何らかの形で農に関わっていることから、販売の有無を問わず、後継が確実に行われスムーズに営農が行えるよう、支援を検討していきます。

表 5年以内の後継者の確保状況別経営体数(再掲)

後継者	経営体数	割合
親族	118 経営体	20%
親族以外の経営内部の人材	1 経営体	1%
引き継がない	20 経営体	3%
確保なし	457 経営体	77%
合計	596 経営体	

○定年帰農者の育成

雇用安定法の施行により、企業は段階的に65歳までの希望者全員の雇用を義務付けられ、今後さらに定年が伸びる可能性があります。一方で長野県の健康寿命(日常生活動作が自立している期間の平均)は男性が81.1歳、女性が85.2歳であることから、65歳までの定年延長を加味しても、帰農者の支援には一定の効果が見込まれます。

こうした定年帰農者の確保対策として、JA上伊那では定年退職農業者の会を運営しており、営農技術の伝承と仲間づくりをしながら35人が活動しています。

営農による出荷だけでなく、健康づくりを目的にした野菜作りや、趣味のそば打ちのためのそば栽培など、多様な目的のための農地利用も考えられること

から、町民が今後人生 100 年時代をよりよく生きるための手段としても、農が利用される環境をつくります。

＜参考資料＞ 長野県の平均寿命と健康寿命

区分	平均寿命※1	健康寿命※2	農業専従者の平均年齢※3
男性	83.0 歳	81.1 歳	70.4 歳
女性	88.5 歳	85.2 歳	

※1 長野県保健衛生関係主要統計より

※2 公益社団法人国民健康保険中央会 HP より

※3 農林業センサス 2020 より

5

消費者・多様な主体が

農畜産物を「買う」 地産地消の推進

●基本方針

毎日の暮らしに使う食べ物が、地元で手に入る環境を維持することは、人口が減少しても豊かに暮らしていくために欠かせません。また、地元で循環していく仕組みは、市場出荷に要するコストや伴う CO2 排出を抑制し、地域内でお金が回るとともに、顔の見える関係による安心感を作り、誰かのために作り続ける理由を生みます。

個人だけでなく、保育園、学校、企業、飲食店など多様な購入主体のニーズと町内の生産者を結びつけ、地元で欲しいものがある環境づくりを目指します。

○町民の更なる地産地消の推進

<第1期の取組と成果>

みのわテラスのリニューアルを行い、農産物直売所ファームテラスみのわが令和3年から OPEN しています。指定管理者として JA 上伊那を指定し、ソフト・ハード面から上伊那産の農産物を供給できる体制を確立しました。

JA の果樹部会の直売所である八乙女共撰を合併したことに加え、令和2年に飯島町の選果場が箕輪町の中原にある選果場に統合されたことから、上伊那中の果物が集まる JA の選果場に近接した直売所として、果物を中心とした豊かな品揃えが特徴です。

店舗全体での売上は改装前の倍以上となっておりますが、内訳としての地元農産物の売上向上を目標に取組を進め、2022 年度 12 月末時点で、改装前のピークの水準まで売り上げを伸ばすことができ、2022 年度末までには過去最大の売上を超える見込みです。

農産物直売所の販売額の推移

単位：千円

店舗	直売所にこりこ(改装前)			ファームテラス(改装後)	
	2014	2015	2016	2021	2022 (12 月末)
直売売上	44,195	54,964	55,003	43,600	54,060
うち給食売上	4,839	5,749	6,879	7,577	10,893
総売上	64,722	80,911	85,994	204,690	188,430

指定管理者の資料により町作成。にこりこ売上はピーク時の3年間を抽出比較

＜今後の取組＞

店舗での販売をさらに伸ばすべく、JA 上伊那による出荷生産者への作付け依頼を進め、地元農産物の品揃えと量が平準化する環境を作ります。店舗からの情報発信の弱さに課題があるため、みのわテラス全体と併せた SNS の発信を強化することでファンを増やし、イベント時の来場者を平日の来場者に繋げられるよう支援します。また、店舗の接客などホスピタリティを高める支援を行います。課題であるキャッシュレス決済への対応についても、道の駅化までに解決できるよう協議を進めます。

○おもてなし牛乳の学校給食への導入への取組

＜第1期の取組と成果＞

上伊那が大きな産地である酪農を活かした、「おもてなし牛乳」の利用拡大による地産地消の向上を目指して、小中学校での給食用・給食調理用でのおもてなし牛乳利用を進めてきました。

学校給食用牛乳としての提供を模索してきましたが、上伊那管内の小中学校生徒数 16,000 人分の配送体制・瓶牛乳としての出荷体制など供給上の課題から、月に 2 回程度の学校給食での供給と、給食調理用牛乳を全ておもてなし牛乳に切り替えることが実現しています。

＜今後の取組＞

引き続き給食での利用推進を行うとともに、自給飼料を多用した地元の風景を作っている酪農という側面も含め、食育の中で価値を伝えていく取組を続けていきます。

○畜産まつりの開催

＜第1期の取組と成果＞

上伊那は長野県有数の酪農地帯であり、中でも箕輪町は上伊那地域の出荷乳量の約半分を占めており、酪農の町と言えます。

また、自給飼料の生産が盛んな当地では、酪農家による農地利用は 1 経営体あたり平均 20 町歩と言われ、酪農家が大きく農地を支えています。

そういった特徴を知ってもらうため、平成 30 年から畜産を PR するイベントを開催し、おもてなし牛乳の試飲等を行っています。

＜今後の取組＞

みのわテラスにおける月例イベントに合わせて、等身大の牛模型による乳しぼり体験や、クイズラリー、冬休みなど学校給食がないために生乳が余剰になる時期における「牛乳モーウー杯キャンペーン」など、酪農の町としての認識の向上と牛乳の地産地消を促進する取組を進めます。

○学校・保育園での町内産野菜使用率向上

<第1期の取組と成果>

平成31年までは町内産の主要な6品目で、令和2年からは直売所の指定管理者がJA上伊那になったことに伴い上伊那産8品目で、学校給食で年間使用される割合を地産地消率として、向上を目指す取組を続けてきました。

学校栄養士と直売所担当者、町での受け入れ規格に関する細かな調整や、出荷者への声掛け、契約栽培の試行、出荷手数料の補助などを行い、令和6年に50%を目標として取り組んできましたが、令和4年に50.1%を達成しています。

						単位：%
品目	29年	30年	31年	2年	3年	4年
キャベツ	38.5	51.2	38.9	0.8	38.9	56.6
きゅうり	9.8	11.6	2.7	0	39.3	27.6
にんじん	4.2	19.2	6.7	0	4.9	7.7
たまねぎ	5.2	19.8	32	3.2	35.6	37.8
じゃがいも	27.2	40.7	40.1	1.4	25.6	41.8
白菜	37.2	41.2	50.4	0.1	21.4	38.9
しめじ				9.9	83.7	92.9
調理用牛乳				99.8	98.4	97.9
合計	20.1	30.6	28.5	14.4	43.5	50.1
FT取扱金額					758万円	1,300万
※R2年～ 箕輪町産を含む上伊那産へ切替						
※R2年度初めコロナ休校、直売所の閉鎖						

<今後の取組>

保育園や福祉施設など学校以外の施設における取扱いを拡大します。ジャガイモ、玉ねぎについては供給可能な期間における供給量が学校での使用量を超え始めています。更に供給期間を延ばすためには、良質な保管環境(保冷库の整備)が課題となります。

ファームテラスにおけるバックヤード販売の強化のための施設整備と併せて検討していけるよう、JA上伊那と協議を進めていきます。



6

消費者・多様な主体が

農作業を「支援する」

●基本方針

担い手が減少する中、個人、企業、住民グループなど様々な主体が農業を応援するための仕組みが必要です。継続的な応援関係を生み出すには、相互にメリットのあるマッチングを設計することが重要であり、支援主体と農をつなぐ取組を応援します。

<第1期の取組と成果・課題>

○町民による援農の仕組みの検討

①農家・住民の援農についての考え

農家の作業を町民が支援する「援農」の可能性を模索するため、10a以上の農地を持つ農家 2,170 人と町民 1,000 人に対するアンケートを実施しました。その結果、援農を求める農家は全体の 17%（うち、有償でも求める 72%）で、求める農作業のレベルは農業経験者（全くの素人ではない）であることがわかりました。

一方、援農に取り組んでみたいと回答した町民は 28%で、援農に期待することは「心身のリフレッシュ」が最多の 25%と、農家の求める作業レベルと援農したい住民の気持ちにアンマッチがあることがわかりました。

また、援農の成果として見込まれるものについて農家は「生産を維持できる」・「張り合いになる」と、現状維持や気持ちの面での効果を見込む回答が 76%を占め、「経営期間が拡大される」・「生産が拡大できる」と答えたのは 16.4%でした。（平成30年農に関する町民アンケート 援農に関する農家アンケート）

次に農家が援農を希望する作業内容について、回答の大半を占めた「水稻基幹作業」はみのわ営農・各営農組合で、「草刈り作業」「果樹の摘果や収穫」についてはシルバー人材センターで対応が可能です。

これらを使用しない理由についてヒアリングしたところ、主に単価面で折り合えない・技術面が不安・当たり外れがありそう、という声が上がりました。

町として町民と農家をマッチングする事業を行うことについても検討されましたが、既存の仕組みがある中で、町が専門のスタッフを設置して日々農家と働き手を調整し、勤怠管理と対価のやり取りを支援することを派遣業法に抵触しない形で実施するは、難しいと判断しました。

②民間主体のフレキシブルな作業支援の仕組み

地元根付いて園地を引き継いでいる経営体は、地元のつながりにより繁忙期の人出を確保していますが、地縁のない就農者は必要な時だけ必要な人手を確保する仕組みを作ることに苦労しています。天候や農作物の出来具合により日々作業内容や伴う人出の要否が変動することから、恒常的な雇用を行うことが難しく、必要なタイミングに必要な分だけ働いてくれるフレキシブルな支援の仕組みが求められます。

町内での先進的な取組の事例としては、1時間単位で働ける仕組みを作り、子供が保育園に行っている間だけなど時間単位で働きたいお母さんを取り込んで労働力を確保している果樹園の例や、町内の人材派遣会社がママさんワーカーを雇用し、必要なタイミングだけ農作業の支援を派遣できる仕組みを作っている事例があります。全国的には農家と求職者を1日単位で作業マッチングするアプリの普及等があり、当町も対象エリアになっています。

今後、こういった時間単位で働きたい人と仕事をマッチングする環境はさらに促進される見込みであることから、町では取組を応援していきます。

③企業による農への関わり

多様な主体による援農の模索の一環として、町の特徴である製造業を中心とした事業所254社を対象に、農への関わりについての考えをお聞きしています。
(平成31年「農」への関わりに関する調査について)

会社の所在する地域との関わりについては、実際に関わりがある・関わりを希望する会社が66.1% (81/122社)で、地元への関心は高いといえます。

農へのかかわりについてお聞きしたところ、

- ・ 農環境保全に繋がる取組を行っている (現状3社、今後検討9社)
内容：朝顔栽培Eグループへの寄附、社屋周辺の農地の畔草刈り (多数)
 - ・ 研修・人事制度として農業を取り入れる考え (現状0、今後検討2社)
内容：セカンドキャリアの一環として検討
 - ・ 地元農産物を何らかの形で利用する考え (現状16社、今後12社)
内容：社員食堂で使用している、取引先等に地元農産物を送る等
- という回答でした。最も多かったのは
- ・ 特に農への関わりはない 97社 (79.5%) でした。

企業と農園主をマッチングすることで、社員への福利厚生を兼ねた収穫体験・農作業を通じたりフレッシュなど、農家・企業双方にとってメリットのある取組となることを期待しましたが、最も現実なのは社員食堂での地元農産物

の利用推進や、取引先等への贈答あつせんであることが分かりました。

今後、農産物直売所を通じた事業所の堂への食材納入や、ECサイトの整備などに取り組み、今後とも企業にとって地元のものを使いやすい環境づくりを進めていきます。

④移住希望者・都市農村交流のツールとしての農作業支援

移住希望者のおよそ半分に農業体験への関心があり、実際に来町する際に農作業体験と一緒に希望されることが少なくないことから、援農を体験として提供することを試験的に実施してきましたが、移住希望者の作業希望日と農作物の生育状況とのアンマッチや、繁忙期の農家が時間を割いて対応をするのが難しいこと、ほとんどの場合、交流菜園での収穫体験で農業体験としては充足していただけていることから、援農の手段としての移住者の農作業支援は中止することとしました。

⑤農福連携による、農作業支援のマッチング

障がい者等の就労の場としての農作業の活用事例が増えています。製造業に恵まれ就労の場の多い当町では、農分野での実績は多くありませんが、ぶどう園やいちごハウスなどでの作業実績があることから、作業者の適性により農分野で働くことを希望される場合には、積極的なマッチングを進めていきます。

7

消費者・多様な主体が

「農ある暮らし」を楽しみ、農を身近にする

●基本方針

作り手の分かる安心で新鮮な農産物が毎日手に入る環境や、家庭菜園や自給的な暮らしの実現など、「農ある暮らし」の豊かさを町民が楽しむ環境をつくることで、身近な農に対する関心と、暮らしの価値を高めます。

<第1期の取組と成果>

○農家以外の人、農地を使って楽しむ取組みの提供

農ある暮らしの代表的なイメージである「家庭菜園」ですが、土づくりから施肥、種まきのタイミング、管理の方法など一歩踏み出せずにいる、やってみただけれど上手くいかない方を対象として、農家の指導付きで半年間野菜づくりの基本を学ぶ、「交流菜園」を平成30年度からスタートしました。毎年人気の講座となり、愛知県からの参加者が移住者になるといった成果もありました。

また、コロナ下という状況において身近な農環境に目が向くようになり、町民菜園の貸出率も過去最高を記録したことから、長田地区に町民菜園を拡張しました。

農ある暮らしを楽しむ観点からは、毎日食べるものを自分達で作れるようにすることで、結果として農地を使うアクションを引き出すことを狙いに、大豆を栽培してお味噌を作る通年講座「みそ部」を開催しました。事業の目的として設定した、受講後に受講生が自分で農地を使う動きを引き出せなかったため令和3年で事業を廃止していますが、自給的に暮らすことへの関心や、保存食を作るなどの取組みに対する関心の高さが伺えました。

交流菜園の参加状況

年度	利用数	設置数	参加者
平成30年度	13 区画	16 区画	町内12組 町外1組（愛知県）
令和 元年度	20 区画	20 区画	町内16組 町外2組（愛知県他）
令和 3年度	15 区画	15 区画	町内15組
令和 4年度	15 区画	15 区画	町内15組

※令和2年度は、新型コロナウイルスの影響により動画配信にて実施

＜施策の展開＞

○交流菜園の展開

引き続き、交流菜園事業を継続します。技術習得に加えて農作業を通じての参加者同士の交流にも重点を置き、受講生が受講後に共同で自宅近くの農地を借りて菜園を続けるという流れを継続していきます。

また、移住希望者が収穫体験や畑の体験を希望する場として活用するほか、受講生との交流によりリアルな箕輪町での農ある暮らしを伝える機会としても活用します。



共通区画で落花生を育てました。参加者の交流により、畑に通う楽しみもできてきます

○町民菜園をはじめとした、住民の意欲と農地のマッチング

町内4か所にある町民菜園は、ほぼ全ての区画が貸し出されており複数年にわたる継続的な利用が主です。木下地区に3か所、長田地区に1か所存ありますが、利用者は菜園の近隣住民が多く、日々の管理や収穫があることからなるべく自宅から近いことが求められます。現在の町民菜園は住宅街から遠く、木下地区に偏在していることから、町内全域で希望する人が農地で菜園を始められる環境を検討します。

町民菜園を増やすことも一考ですが、令和5年から農地取得の下限面積が撤廃されることを活かして、意欲ある人やグループが農地を取得する・借り受けられるあっせんも取り組んでいきます。

○営農組合などによる収穫体験

営農組合の活動の一環として、地域ごとにじゃがいもオーナー、梅もぎといった収穫体験や収穫祭などの取組をしており、農家以外の方が地域の農家と農産物との関わりを作るのによい機会になっています。町でも営農組合の活動を一緒にPRするなど、地域単位での取組と住民をマッチングしていきます。

8

消費者・多様な主体が

「農」の魅力で人を呼ぶ

●基本方針

移住したい県として全国1位の長野県で、「農ある暮らし」のイメージを持って移住先を探す人は少なくありません。箕輪町を選んでもらうきっかけとして、みのわテラスのさらなる進化と質の高い情報発信を中心に、「農」の魅力で人を呼ぶ取組を継続します。

<第1期の取組と成果>

○みのわテラス周辺の果樹を活かした体験の実施

みのわテラスに近接するサクランボ園・ブルーベリー園における果物狩りを、直売所を受付としてスタートしました。令和4年にはこれまでの電話予約からインターネット予約と事前決済の仕組みを導入し、これまでより多くの来場者に来園いただく結果がでています。

やまびこテラスの指定管理者によるハウスいちごの栽培もスタートしており、試験的に夜のいちご狩りを行うほか、テラススタンドとコラボしたいちごソフトクリームの販売を行うなど、新しい動きが始まりました。



サクランボ狩りができる場所は南信地域では少なく、優位なコンテンツです

○移住希望者への農ある暮らしの体験の提供

実際に来町する移住希望者への農ある暮らし体験として、交流菜園を活用して収穫体験できる機会を提供するほか、地域おこし協力隊が町民菜園を利用して野菜作りを楽しむ様子や、みのわテラスで豊かな農産物を購入して暮らす様子をオンライン移住説明会等でPRするなど、農ある暮らしの体験コンテンツづくりを進めてきました。

<施策の展開>

○みのわテラスの2期開発に向けた体験コンテンツの育成

みのわテラス周辺は果樹を中心とした園地に恵まれていますが、既存の園は生産のための園地がほとんどで収穫体験に向かないという現状があります。

今後、周辺果樹団地を活かした2期開発を実施するにあたり、体験コンテンツを増やしていくべく、地権者・耕作者の皆様の理解を得ながら指定管理者であるJA上伊那と協力し、進めていきます。令和5年度には新規にりんごオーナー園の設置を予定しており、一帯のランドデザインの作成とともに進めていきます。

○#箕輪町直売所のある暮らしの発信

暮らしの質は移住や定住を促進する上で大きな要素ですが、その町での暮らしぶりにきちんと焦点を当て、効果的に発信している自治体は多くありません。「ほどほどの田舎暮らし」という町の魅力発信の枠組みにあわせ、「農ある暮らし」を発信していきます。

地元生産者による日々の出荷物から、旬の食べ物を知り季節を感じることができます。季節に関係なく野菜がそろうスーパーと違い、その時期ならではの地元農産物を美味しく食べる暮らしは、箕輪町における農ある暮らしそのものですが、実際に暮らしてみないと分からない、伝わりづらい魅力です。

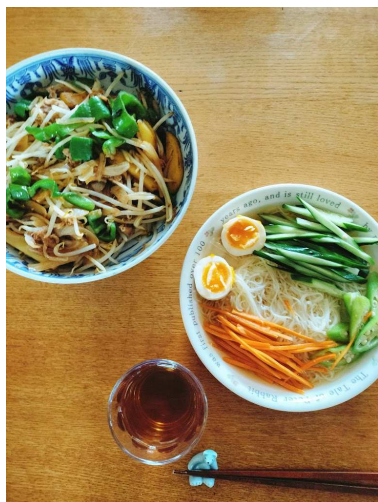
そこで、直売所で手に入るものを活かして暮らす日々の様子を、「#箕輪町直売所のある暮らし」として通年で発信します。旬の地元農産物を使った料理や、漬物・トマトソース・味噌など保存食を作る様子や楽しみ、山菜やキノコなど直売所ならではの・田舎ならではの食材や食べ方などをSNSで発信し、コンテンツとファンを増やしていきます。

#箕輪町

#直売所のある暮らし の事例



今日の畑の収穫物



直売所の野菜で作った
今日のおひるごはん



ハロウィン用の
ランタンづくり